

令和 2 年 7 月 2 日更新

教員 各位

危機管理室長

構内における学生の研究活動について

構内における学生の研究活動については、以下のとおりとします。

研究活動の実施にあたっては、3 密の回避及び本学の感染症対策の 6 原則等、十分に感染症対策を行うよう指導を徹底してください。

なお、教員については、継続中の研究等最小限度の研究活動を実施いただき、8 月 1 日以降については、本学の感染症対策を厳守の上、研究を実施して下さい。

また、令和 2 年 5 月 14 日付け「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン（文部科学省）」も参照いただき、この度の措置に対してご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

○学生の研究活動

- ・現在～7 月 12 日まで

進行中の実験、継続中の研究作業に従事する大学院生の**必要最小限**の研究活動のみ実施

- ・7 月 13 日以降（上記に加え）

学部学生の卒業研究にかかる**必要最小限**の研究活動のみ実施

- ・8 月 1 日以降

本学の感染症対策を厳守の上、大学院生の研究活動及び学部学生の卒業研究にかかる研究活動を実施

参考：文部科学省：[感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン](#)